

令和元年塩尻市議会 6月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 令和元年6月20日(木) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 2号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 4号 塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 7号 塩尻中学校大規模改修工事(建築主体工事)請負契約の締結について

議案第 9号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出3款民生費

議案第10号 令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願

○出席委員

委員長	赤羽 誠治 君	副委員長	西條 富雄 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	金子 勝寿 君	委員	青柳 充茂 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局次長	赤津 廣子 君	議事総務係長	小澤 真由美 君
-------	---------	--------	----------

午前9時55分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。定刻より若干早いわけですが、全員おそろいのようにありますので、ただいまから6月定例会福祉教育委員会を開催いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 改めましておはようございます。福祉教育委員会を開催をいただきまして、大変ありがとうございます。御提案を申し上げてございますそれぞれの議案に対しまして、よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。本日の日程について、副委員長から説明いたします。

○副委員長 それでは本日の日程について説明いたします。本日は、午前中に議案及び請願の審査を行います。また、委員会終了後、協議会を開催いたします。なお、市内等の視察は大門児童館、えんぱ一く、小野家、堀内家を視察する予定になっております。午後1時10分に正面玄関に御集合ください。懇親会は、午後5時45分からあさひ館にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため簡潔明瞭な説明、それから質問答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いします。また、発言に際しましては委員長の許可を受けた者のみとし、必ずマイクを使用していただくよう、よろしくお願いいたします。

議案第2号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第2号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 議案第2号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例です。議案関係資料で説明したいと思います。3ページをお開きください。

提案理由。「介護保険法施行令」の一部が改正（平成31年3月29日改正）されたことなどに伴い、必要な改正をするものです。

2、概要。市民税非課税世帯等に属する第1号被保険者の減額賦課に係る保険料率を改めるものなどです。ということで、国が消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、2015年、平成27年から一部実施、第1段階だけですけれどももっているものです。軽減分については、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担になります。ことし10月の消費税10%への引き上げに合わせて、さらに軽減強化を行うことになったものです。本来なら平成29年度に行う予定でしたが、10%の引き上げが延長されたことに伴い延期されていたものになります。今年度と来年度と2段階に分けて行い、今年度は保険料軽減強化の財源が半期分の手当となっています。

概要のところの表をごらんください。第1段階から第3段階の方になりますけれども、減額賦課前の保険料率の割合が第1段階0.45、第2段階0.65、第3段階0.75となっています。その横の現行のところですけれども、平成27年度から第1段階だけ0.4になっています。それから一番右の改正案ですけれども、今年度は第1段階を0.35、第2段階を0.575、第3段階を0.725とし、結局来年度には国の基準であります第1段階を0.3、第2段階を0.5、第3段階を0.7まで持っていく予定でいます。そこをめぐりまして、今年度はその半分の割合に軽減しているところですので、これから7月に本算定をしまして年額等通知しますが、実際は後半の10月以降で保険料を調整して、年間で第1段階なら0.35になるようにしていきます。来年度に入ってまた保険料が上げ下げしないように、後半はほぼ来年度と同じ金額でいくようになっていきます。

3、条例の新旧対照表ですけれども、4、5ページをごらんください。第2条ですけれども、現行1行目ですけれども、平成32年度を令和2年度に改めてあります。それから1項の第6号の下から3行目ですけれども、現行令第38条第4項を令第22条の2第2項に改めてありますけれども、介護保険法の施行規則等の改正に伴い、参照先を変更するものになります。それから5ページですけれども、第2項の下線の部分、現行が平成30年度から平成32年度になっているところを令和元年度から令和2年度に変更、それから金額を2万1,420円に変更してあります。それから3項、4項については、2項の規定を準用する形で、第2段階、第3段階の保険料を示してあるものです。

3ページに戻っていただいて、4、条例の施行等ですけれども、公布の日から施行し、令和元年度以後の年度分の介護保険料から適用するものです。説明は以上になります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○柴田博委員 介護保険法施行令の一部が改正されたということなんですが、この割合については、例えば第2段階だと0.65が最終的には0.5になるというのは、これは塩尻市が決めた割合なんですか。国のあれによって。国の区分分けは、国の区分より塩尻市のほうが細かかったと思うんですけども、その辺についてもう少し詳しく説明してください。

○長寿課長 区分分けでは、非課税世帯等のところは段階を国よりは多くすることはできなくて、国から来たものそのままです。あと、割合ですけれども、国の基準より塩尻市は、多少第1と第2が最初低かったんですけども、今後、国の基準に合わせて来年度には国の基準の0.3、0.5、0.7に持っていこうというものです。

○柴田博委員 はい、いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○青柳充茂委員 ないようなので、この議案そのものじゃないけど、介護保険サービス事業者というのかな、事業者による不正請求とか、そういうのがときどき話題というか報道であったりすると思うんですが、現状、塩尻市においてそういう不正請求というか、よくないようなことというのは起きていないのかということがちょっと心配なんですけども、現状認識としてはどうですか。それは絶対ないと言えるのか、言えるならその根拠というのは何かということを含めて。

○委員長 答弁求めます。

○長寿課長 過去に1件、不正請求がありまして対処はしたことがありますけれども、そのときも内部告発というか、そういう感じが出てきたんです。現在は、今のところそういう問題はないんですけども、うちとしては事業者にも実地指導に入りまして、実際そこでいろいろな書類を見せていただいて確認するというのを、去年あたりから始めていますので、これからそれをだんだん強化していきたいと思っていますし、地域密着型のサービスについてはそれぞれ運営推進会議等には市の職員が出るようにして、いろいろ事故報告とか運営状況とかも確認している状況です。

○青柳充茂委員 ということは、今、ないと思うかどうかという認識を聞いたかったんだけど、それと一緒に、不正請求とかはなぜ起きるのかというのを聞いていいですか。どういうふう考えているのか、調査とかしたことありますか、特に過去に例があるとすれば。やったことがないなら、ないでいいですよ、答えは。

○長寿課長 調査はしたことはありません。でも、実際不正請求は今、ないと考えています。うちのほうでも、事業者連絡会等をやりまして、事業者の指導も集団指導とかも定期的にやっていますので、その中で皆さんに周知しているところですが、なんで起こるかというところは、経営状態が悪化するところから出てくるかなという、想像ですけども、そういうふうを考えられます。

○青柳充茂委員 いろいろ難しい問題がいっぱいあると思います。不正請求が起きてしまう根本原因というのは、いろいろあると思うけども、それも含めて介護保険制度をよりよいものにしていくためには、やはり普段、日ごろ従事されている皆さんの気づきが一番大事だと思うんですね。そこから、こういうところ直していかないと、不正って起きちゃうよねとか、やろうと思えば通っちゃう等は、システム的にできないようにしていくためには、どうしたらいいかということもあるし。教育とか指導とか、そういうことだけじゃなくてね。そういうのぜひ、普段の日ごろの仕事しながら、そんなことまで考えてやるというのは大変かもしれませんが、また内部通告とか告発によって、知らないうちにこんなことが行われてたのかということにできるだけならないように、いかによくしていくかっていうポイントで取り組んでいただければと思いますんで、要望です。

○委員長 ほかにありませんか。それでは質疑を終了します。

これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第3号 塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第3号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 議案関係資料6ページをお開きください。議案第3号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

まず1の提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、こちら厚生労働省の省令になっておりますけれども、この一部が平成31年3月29日に改正されましたことに伴いまして、必要な改正を行うものでございます。この家庭的保育事業等につきましては、家庭において必要な保育を受けることが難しい3歳未満児に対して行う家庭的保育事業や小規模保育事業などの少人数保育事業であり、市の認可を受けることによりまして、認可保育施設として運営が可能となるものでございます。

資料2の概要になりますが、まず(1)として、連携施設の確保に関する特例を設けるものでございます。この家庭的保育事業等を行う事業者は、施設の認可を受けるに当たり集団保育体験や代替保育の提供、また卒園児の優先的な受け入れを行う連携施設を確保することが認可の要件とされております。しかしながら、昨年4月の

段階におきまして、全ての要件を満たす事業者が全国で半分にも満たなかったため、このたび連携施設を確保することが著しく困難な場合には、20人以上の企業主導型保育所または認可外保育所を、卒園児の受け入れを行う連携先とすることができるという特例を設けるものでございます。

次に(2)といたしまして、連携施設確保が著しく困難な場合は、これまでも連携施設の確保を要しないとす
る経過措置が平成27年4月の条例制定日から5年間設定されておりましたが、この経過措置をさらに5年間延長し、令和6年度末までとするものでございます。

次に、3の条例の新旧対照表につきましては、7ページからごらんください。左側が改正案、右側が現行となっております。まず(1)の連携施設の確保につきましては、ページをおめくりいただきまして、8ページ左側改正案、第7条の新第4項、新第5項第1号及び2号が該当をいたします。(2)の経過措置の延長につきましては、ページをおめくりいただきまして10ページの附則の第4項、続きの11ページ下線部に記載をさせていただいております。

ページをお戻りいただきまして、6ページ、4の条例施行等につきましては、交付の日から施行をさせていただくものでございます。

なお、本市におきましては現時点では家庭的保育事業等を実施する施設が存在いたしませんので、今回の改正による影響はございません。しかしながら、今後市内におきまして小規模保育事業所の開設が3件予定されていることから、連携施設の確保が困難だった場合には、改正による要件緩和措置または経過措置が適用されることとなります。

本市におきましても待機児童問題、保育士のなり手不足問題を抱えておりますので、民間の事業者から公立保育園との連携を望む申し出があった場合には、積極的に協力、支援をしてまいりたいと考えてございます。議案第3号については以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいですか。

○副委員長 先ほど、小規模保育で市内には3件予定しているということですが、具体的に言えないと思いますが、地域といつごろの予定なのか、ちょっと教えていただければと思います。

○こども課長 まず地域でございますが、1つ目が吉田地区、2つ目が高出地区、3つ目が郷原地区。次に、開設予定でございますが、2つが令和2年の4月の開園予定、もう1つが令和3年の4月開園予定となっております。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 はい。

○委員長 ほかにありますか。

○金子勝寿委員 せっかく副委員長が聞いてくれたので、僕が関連をして。小規模は、大体規模数何人くらいですか。床面積、それからこれによって待機児童はなくなったんですが、未満児の受け入れとか、いわゆる定員に対してどんな形ですか。できてもらえば、市としても助かることあると思うんですが、きょう現在の見方を教えてください。

○こども課長 いずれも規模につきましては、定員が19名となっております。対象はゼロ歳児、1歳児という状況でございます。面積に関しましては、企業によりまして大小ございます。小規模という名のとおり、それは

ど大きな面積は要しない施設だというふうに見ております。

今後の待機児童の見通しでありますけれども、これから10月から幼児教育・保育の無償化がよいよスタートいたします。これに伴いまして保育人数の新たな掘り起こし等があるものと見ておりまして、年度中途に生まれるお子さん、それから既存の保育園、幼稚園の定員の状況からして、おそらく年度中途には待機児童が発生してしまうのではないかと危惧しているところでございます。

○金子勝寿委員 最後にしますが、条例とちょっと外れるけど、国の交付金が施設のほうは、入ると思うんですが。半分以上、国で見てくれる建設費ということでよかったですか。それから、運営に対する補助もどのぐらい出るのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○こども課長 施設の建設に係る補助につきましては、4分の3でございます。運営に係る補助につきましては、申しわけございません、これからまたお調べしてお答えしたいと思います。

○丸山寿子委員 一点お聞きしたいのが、市としては運営が始まってからどのようにかわれるのか、例えば安全性だとか運営状態、運営状況等チェックしていくと例えば、全くの市の運営とは違うんですけど、その辺についてどんなふうな状況なのかお聞かせください。

○こども課長 担当の係長より答弁申し上げます。

○こども応援係長 この小規模保育事業につきましては、市のほうで認可をするという事業所になりますので、指導監督の関係は市が行う形になります。ですので、定期的に現場へ赴きましてその運営状況等の確認をさせていただくという形になります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。それでは質疑を終了します。

これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号については原案どおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第4号 塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第4号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 それでは同じく議案関係資料の12ページをお開きください。議案第4号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

まず1の提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、こちらも厚生労働省の省令になっておりますけれども、この一部が平成31年3月29日に改正されたことに伴いまして、必要な改正を行うものでございます。

次に2の概要になりますが、放課後児童支援員の要件にある認定資格研修について、都道府県知事以外にも政令指定都市の長も実施できることになったことに伴いまして、同支援員の要件を追加するものでございます。

次に3の条例の新旧対照表につきましては、13ページをごらんください。放課後児童支援員の要件につきましては左側改正案、第11条の第3項の下線部分で研修を行う主体として指定都市の長を加えております。ページをお戻りいただきまして12ページ、4の条例施行等につきましては交付の日から施行させていただくものでございます。

本市におきましては児童館と呼ばれる学童保育施設が現在9施設ございますが、配置されている全ての構成員が都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を受講済みとなっておりますし、本年度新たに採用した職員につきましても、本年11月から12月にかけて長野県が開催する認定資格研修を受講する予定となっております。なおこれまで本市では、政令指定都市が実施した認定資格研修の受講生はおりませんが、今後は政令指定都市が実施した研修の受講生が採用となる可能性が出てくるものと見ております。議案第4号につきましては以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○副委員長 放課後児童支援員の範囲は、たまたま妻が、お手伝いさせてもらったのですが、そういう扱いとは違うのですか。支援員の中身を教えてください。

○こども課長 支援員につきましては、一応資格が必要ということになっておりまして、保育士、社会福祉士、あるいは教員の資格をお持ちの方、そのほかにも高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事した方ですとか、大学で所定の学科を修めて卒業した方といった要件がございます。活動といたしましては、子供の集団生活の指導ですとか、遊びの指導などを行うことになっております。以上です。

○副委員長 そうすると、おばあちゃん先生は関係ないということですよね。

○こども課長 年齢的には、その対象年齢に当たる方もいらっしゃると思いますが、おばあちゃん先生、おじいちゃん先生に限った資格ということではございません。

○副委員長 わかりました。

○柴田博委員 先ほど、現在の支援員の方は、全部、長野県知事の講習を受けた者ということでしたが、今後については政令都市でもいいということになれば、他の県の知事の受講者でもいいと、そういうことでいいですか。

○こども課長 委員お察しのとおりでございます。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。

これより、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号につきましては、原案のとおり認めることに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第4号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。
次に進みます。

議案第7号 塩尻中学校大規模改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について

○**委員長** 議案第7号塩尻中学校大規模改修工事（建築主体工事）請負契約の締結についてを議題といたします。
説明を求めます。

○**教育総務課長** それでは、議案関係資料18ページをお願いいたします。議案第7号塩尻中学校大規模改修工事（建築主体工事）の請負契約の締結について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、塩尻中学校大規模改修工事のうち、建築主体工事に係る請負契約を締結することについて、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の概要でございますが、方法等につきましては、一般競争入札により、5月21日に入札を行っておりまして、4つの特定建設工事共同企業体に参加しております。金額につきましては、2億3,430万円。期限につきましては、令和元年10月31日。相手方につきましては、岡谷・下平特定建設工事共同企業体でございます。

工事の概要でございますが、校舎棟及び屋内運動場の内外装等の改修で、延べ床面積8,365平方メートルとなります。校舎棟は、平成2年度建設、鉄筋コンクリート造り3階建て、延べ床面積6,632平方メートル。屋内運動場につきましては、平成3年度建設、鉄筋コンクリート及び鉄骨造り、延べ床面積1,733平方メートルとなっております。改修工事の内容としましては、屋根の防水、外壁塗装、床フローリング研磨、壁のクロス張りかえ等となります。工事は主に夏休み期間を活用して行う予定でございます。

また、次ページ以降に位置図及び平面図を掲載しておりますので御確認ください。平面図の網かけ部分が主な改修箇所になります。なお、塩尻中学校大規模改修工事の今年度の事業費予算額は3億320万円余で、このうち工事費につきましては、2億9,700万円余となっております。工事発注につきましては、本議会に提案させていただいております建築工事主体と機械設備工事、それから電気設備工事の3つに分離して発注してございます。説明は以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**金子勝寿委員** 去年やる予定だったのが、ことしに何とかできてよかったなということで、事務局大変お疲れさまでした。ありがとうございます。深く御礼を申し上げながら、塩中の後、どこでしたか。塩中と吉田小が終わったら次は。というのは、陳情は私たちも行くので、ちゃんと、予定しておいて、夏休み延ばしておいて空振ったというのは、吉田小も、中村議員たくさん言っていましたので、地域でもなかなか行事をずらしたら大変なので、そういう意味で、予算確保については当然行政側がやるにしてもいいし、せっかく女性議長なので、そういう意味で予算確保を、ぜひ議会側としてもやっていきますので。

陳情書をいただいたのですが、内容が定形すぎて、持っていったらなかなか窓口のお役人さんには、えっという話もありました。なので、できれば必要性とかもうちょっとこと細かに書いたり、人と人があって、やはり

市役所もそうですけど、予算というのはなかなかとれないし、特に文科省というのは一番予算が弱い省なので、そういう意味でぜひ議会も使っていただきたいと思います。次はどこですか。

○**教育総務課長** 次期中期戦略期間になりますが、一番近いのでは、丘中学校の屋内運動場、体育館が対象となっております。

○**金子勝寿委員** 片丘小の体育館とかだと、多分いろいろ大変だと思うけれど、丘中はちゃんと学校施設でいいと思うんですけど、またよろしくをお願いします。

大規模改修の予算ではなくて、また要望なんですけど、これの予算では無理なんですけど、塩中のグラウンドの夜間ソフトの皆さんがやると、ボールが横の道路の車に当たってしまって損害賠償を請求される件が、ここ二、三年起きておまして、この工事では無理ですが、またいずれ、ぜひ早めに安全対策をお願いをしたいと思います。以上です。

○**委員長** 要望でよろしいですか。

○**金子勝寿委員** 要望でいいです。

○**柴田博委員** 平面図を見ますと、校舎棟のほうで改修しない部屋もあるようなんですけど、その辺についてはもう既にやったのか、やる必要がないのか、その辺はどうでしょうか。

○**教育総務課長** 例えば、19ページの職員室とか保健室、網かけがないんですけども、実はこれ、設計業者のほうから上げさせてもらった書類をそのまま使っているんですけども、主な大きな改修をするところは、網かけにしてあるものですから、多少の、いわゆる規模の小さいと言ってしまうとおかしいんですけども、そういったところは網かけでないところもあります。全く手をつけないということではなく、簡易的な、例えば照明の入れかえですとかをLED化したりですとか、そういった部分がありますので、建築主体工事としてはそんなに大きくないというところは、ここには載っていないところがございます。

○**柴田博委員** そういうところについては、平成2年につくって、これまでに必要な改修等はやったことがある場所ということですか。

○**教育総務課長** 今回、3つの工事に分割して発注してございます。機械設備工事と、それからあと残りが電気設備工事があるんですけど、設備系で言いますと、ストーブをFFストーブに変えるですとか、あるいは電気工事ですと、照明をLED化するということになりますので、これまで手をつけてきたというところではなく、別の工事として対象にして、発注しておりますので、お願いいたします。

○**金子勝寿委員** 細かいところで、体育館はLED化するということですか、照明自体を。

○**教育総務課長** おっしゃるとおり、LED化にします。

○**青柳充茂委員** 関連です。小中学校の設備とか、それから敷地全体、植栽とかいろいろあるよね。そういうものの監理責任というのは、最終的にはどこにあるのか。

それと、今回のこの工事を終わった後の、ここに限らずですけど、チェックというのか工事のできぐあいみたいな、例えば今回の塩中のことと言えば、工事が完了してから、いつ誰が見に行って、仕上がりぐあいのチェックをするのかというのを、教えてもらっていいですか。そういう監理責任と、この具体的なことを。

○**教育総務課長** まず学校の敷地内に関しましては、建物も、グラウンド面もそうですけども地面もそうですが、教育委員会教育総務課のほうの監理責任という形になっていきますので、全てこちらの責任で対応することにな

るかと思います。

それから工事の関係につきましては、設計会社が工事監理の委託も受けますので、基本的に、進捗状況管理であるとか施工状況管理は、まず管理委託を受けた設計会社が行います、随時は。あとは我々の担当の職員が現場を見に行ったり、協議したりする中で、現場を確認するとともに、最後は竣工検査という形で、私も行きますし、あと契約担当の課長も、そういった形できちんとした竣工検査を行いますので、そういった手続きになります。

○青柳充茂委員 では、市もちゃんと見に行くということだよね。例えばこの塩中の場合は、工事が完了してから、いつ行くという、どういうタイミングで行くという計画もできているということですね。

○教育総務課長 ここで、正式に契約を議決いただいたところで、最終的な綿密なスケジュールは、今後、担当者で設計会社と請け負った業者で詰めていきますので、これからになります。

○青柳充茂委員 要望ですけど、やはり現場をしっかりと最終責任者である市が、きちっと行って見て、本当にこの仕上がりでいいのかという、見れば絶対、合格点が例えば70とすると、惜しいな、これは65点しかあげられないよねというのがあったりすることが、現実にはあると思うんですよ。ないかもしれないけど、ないにこしたことはないですよ。だけど、そういったことがあったときに、ちゃんとしっかりしたフォローができるかどうかというのは大事だと思いますので、そこも含めてやってもらいたい。

さっきの地域全体ということになれば、よく木や垣根があるけど、ああいうものは生き物だから伸びますよね。私も子供が行っている時分には、よく剪定とか枝打ちとか行きましたけど、そういうボランティアとかPTAとかいろんなそういう人たちに、それからコミュニティ・スクール化なんて言って地域の人とかに、何かおんぶにだっこというか頼りすぎているような感が、なきにしもあらずなんです。だからその辺、もう少し責任者としてきちっとフォローしてもらいたい。ただやってもらって、はい、ありがとうじゃなくて、あるいはできていないのに、そのまま放ってあって木が伸び放題になっちゃっているとか、そういうところをしっかりと見て、フォローをしていただきたいと思います。以上です。

○委員長 要望でよろしいですね。

○青柳充茂委員 要望です。

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第7号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第9号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳出3款民政費

○委員長 議案第9号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中、当委員会に付託された部分についてを

議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、議案第9号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）の3款民生費をお願いいたします。資料の13、14ページをお願いします。

3款民生費1項社会福祉費5目介護保険事務費の繰出金になります。説明欄をごらんください。白丸、介護保険事業特別会計繰出金になります。先ほど条例改正で御説明しました保険料軽減のための繰出金になります。この保険料軽減につきましては、一般会計から特別会計へ繰り出すものと国が決めていますので、国と県の負担金が一般会計に入り、それを市の負担と合わせて特別会計に繰り出すものです。国、県の負担金と市の負担分、合わせて1,318万8,000円になります。そこにシステム改修のための事務繰出金87万円を足して、合計で1,405万8,000円となります。このシステム改修については、また特別会計のところで御説明したいと思います。以上です。

○子ども課長 それでは、同じページの3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、説明欄白丸、児童福祉事務諸経費につきましては、黒丸、子ども・子育て支援システム改修委託料1,458万4,000円でございます。

説明に入ります前に補足説明資料を配付させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長 これを許可します。

○子ども課長 それでは、お願いをいたします。幼児教育無償化の具体的なイメージ、フロー図で御説明申し上げます。5月10日に改正案が可決成立をいたしまして、10月の消費税率引き上げと同時に、子育て世代の支援を目的とする幼児教育保育の無償化が始まることとなりました。概要につきまして、フロー図に基づきまして御説明申し上げます。上段左側のマス、3歳から5歳児、保育の必要性の認定事由に該当するお子さんの場合、真ん中の一番上の幼稚園、保育所、認定子ども園等の方は、今回の措置によりまして無償化という形になります。ただし、幼稚園が旧制度、新制度に移行していない場合には月額2万5,700円が上限となります。次の2段目、幼稚園の預かり保育とございますが、これは在園時の長時間保育を指します。やはり保育の必要性の認定事由に該当すれば保育料の無償化ということになりまして、上限が月額3万7,000円ということになります。次に真ん中、上から3つ目のマスでございますけれども、認可外保育施設、ベビーシッターなどの場合ですけれども、こちらも保育の必要性の認定事由に該当すればであります、月額3万7,000円が上限になりまして無償化となります。

下段のフロー図にまいります、ここにも3歳から5歳の女の子の絵が表示されておりますけれども、括弧書きで上記以外というふうになっております。これは、保育の必要性の認定事由に該当しないお子さんという意味になります。保育の必要性がないという場合には、幼稚園、認定子ども園等は、3歳児から5歳児ですので完全無償化にはなりませんけれども、旧制度の幼稚園につきましては月額2万5,700円が上限になるということでございます。なお、ここに記載されておませんが、一番下のところの升に、住民税非課税世帯につきましては、ゼロ歳から2歳についても上記と同様に無償化の対象ということで、この場合、上限が4万2,000円まで無償という制度概要になっております。

次におめぐりいただきまして、給食費の実費徴収のイメージの図になります。3歳児以上のお子さんの扱いということでございますけれども、現行、これまでは幼稚園の3歳から5歳児のお子さんにつきましては、一番左

の棒グラフ、主食費、副食費ともに実費徴収でございました。その右側の棒グラフ、2号認定（保育所等）とありますけれども、保育園の場合でございますが、副食費は保育料に含めて徴収をさせていただいておりましたが、主食につきましてはお弁当、白米を持ってきていただいていたという状況でございます。つまり実質実費徴収というような形になっておりました。これが10月以降の無償化が始まった後のイメージでございますけれども、幼稚園、保育所ともに保育料部分、青色の保育料部分につきましては当然無償化になりますが、副食の部分につきましては実費徴収にしますということになってしまいました。それから主食費でございますけれども、こちらにつきましては、3歳以上のお子さんについては引き続き白米をお弁当箱で持ってきてもらうという、そういう仕組みで今考えております。結果的に、この主食費と副食費が保護者負担となってしまったというのが今回の制度でございます。

それでは、3歳未満児のお子さんについてはどのようになるかということでございますが、未満児の場合は現在完全給食でございまして、主食も保育園で出しております。副食も当然出しております。保育料も保護者に負担をいただいている状況になっております。ということは、住民税非課税世帯以外の方の場合は、保育料も無償化されませんので、今までと負担は一緒ということになります。

なお、新たに給食費が実費徴収となることに伴いまして、本市独自の減免制度を検討中でございます。3歳以上児の場合には保護者負担がふえることがないように、市独自の給食費減免制度を創設したい考えでございます。方向性としたしましては、にぎやか家庭保育料補助金の第2子50%、第3子以降100%の減免を、副食費にも適用させたい考えで現在制度設計をしているところでございます。

それでは、最後の資料になりますが、A4縦の資料になります。長時間保育についてでございます。2段落目から御説明申し上げますが、本年10月からは、ここに着色をいたしました通常保育である保育短時間の8時間保育と、保育標準時間の11時間保育の両方が無償化となります。長時間保育の制度設計について、今後、近隣自治体とも協議の上、検討を進めるということになっております。

図のほうをごらんいただきたいのですが、無償化前、これまでは8時間と11時間の2種類の通常保育がございました。保育短時間の8時間の通常保育の月額保育料に、朝の長時間保育と夕方の長時間保育を加えたものが8,400円になります。これが保育標準時間、11時間保育の月額保育料と同額になるように制度設計をしておりました。これを無償化後は11時間まで無償化の対象となってしまいます。したがって、保育短時間の8時間の部分でございますけれども、この方々が一斉に、無償化されるなら11時間保育のほうがいいのではないかとということで、一斉シフトが起きる可能性がございますが、塩尻市も保育士不足、また、保育現場は多忙を極めております。このような状況の中で、11時間の通常保育を無償化という状況になりますと現場の混乱が予想されまして、中信四市におきましても悩ましい問題となっております。今後協議の上、方向性を検討したい考えでございますが、11時間の通常保育料の無償化となりましても、これまで同様、長時間保育に当たる部分につきましては無償化の対象外でございますので、御注意いただきたいと思っております。私からは以上です。

○こども教育部長 私のほうから一点お願いいたします。3枚目の長時間保育に関する資料の関係でございます。下の段の無償化後の形でございますが、本会議の一般質問の中の私の答弁でございまして、捉え方によっては、ちょっと誤った理解につながる可能性があるというような御指摘も頂戴してございまして、今課長が申し上げましたとおり、8時間と11時間の2種類の通常保育が無償化となりまして、通常保育を超える部分の延長保育に

つきましては無償化の対象にはなりません。したがって、延長保育の取り扱いについては、今後市町村ごとに決めていくというようなこととなりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○**子ども課長** それでは、議案のほうにお戻りをいただきたいと思います。13、14ページになります。説明欄白丸の児童福祉事務諸経費につきましては、子ども・子育て支援システム改修委託料1,458万4,000円でございます。こちらは、10月から始まります国の幼児教育・保育の無償化に伴うシステムの改修委託料でございます。補正額の根拠でございますが、4月中旬の議案作成時点におきましては、国からの制度の詳細が示されていなかったため、業者に見積もりを依頼することができませんでした。しかしながら、9月補正では10月制度開始に間に合わないことから、充当財源となる補助金の上限額を同額歳出予算に計上をさせていただいたものでございます。なお、6月17日、今週の月曜日に、県が県内自治体向けの制度説明会を開催しまして、政省令などが示されましてようやく国から制度詳細が明らかとなってまいりましたので、現在業者に改修にかかる経費の見積もりを依頼しているところでございます。今後10月の制度開始を目指しまして、早急に委託契約手続を行いまして、システム改修を急ぎたい考えでございます。

続きまして歳入について御説明を申し上げます。同じ資料の9、10ページをお開きください。15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金、黒丸、子ども・子育て支援事業費補助金1,458万4,000円でございます。補助金の算出の根拠につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございますが、そのときの積み上げ方式でございますが、基礎額600万円、これに平成30年1月1日現在の住民基本台帳の人口に定められた単価を乗じた加算額を加えて算出をしたものでございます。歳出科目に同額が充当されることとなっております。私からの説明は以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**柴田博委員** 直接補正の項目とは関係ないですけども、代表質問、一般質問の中で、3歳児の無償化が始まる時期が違うという話があって、保育園は3歳になった後の次の年の4月から、幼稚園については3歳になった時点からということだったと思うんですが、幼稚園の場合ですけれども、幼稚園の年少児というのは、3歳になる前の子供がいるわけですか。

○**子ども課長** これは幼稚園の経営方針次第でございますけれども、未満児を受け入れている幼稚園もあります。

○**柴田博委員** 市内の幼稚園の場合にはどうですか。

○**子ども課長** 制度上そのようなになっておりますけれども、市内におきましてはございません。

○**柴田博委員** その場合で、もし未満児を受け入れる場合には、保育園と同じように、保育園でいえば2歳児に該当するクラスをつくっているという、そういうことですか。

○**子ども課長** 幼稚園の職員配置にもよりますけれども、例えばゼロ歳から1歳まで一緒に保育をするということもあろうかと思えますし、年齢別にクラス編成、これは人数が多ければ当然そういう形になろうかと思えます。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**丸山寿子委員** 保育士に関することも本会議でも出ていまして、当市の場合、非正規の割合も多いということも、結構手厚い加配等々していただいているところを日ごろ感謝したいと思っている部分ではありますけれども、総合的な意味での発言ですけれど、やはりこれからも保育士の待遇ですとか、非正規でなく正規で採用できる部分についても考えていただくという方向が一つと。それから働く側の立場からすると、非常にやはり、

会社勤めしていて残業があったり、あるいは通勤等で、本当に保育園のある時間からその後家庭で見る時間まで現実に働く人たちというのは、非常にやはり苦勞しているという現実が日本の中にあるという中で、市だけでどうこうできるものではないんですけれど、やはり会議などの中で、あるいは上に上げていくことができるならば、やはり日本の働く環境を改善できるということも一つ大切なことであるというふうに日々思うところです。例えばヨーロッパなどでは、子供のいる世帯は就業の時間を短縮しているというような国もあり、出生率が本当に低かったような国、例えばフランスなどでもさまざまな配慮により出生率が伸びているというような現状がありますので、子育てのネットワークの会議等々にも労務対策の担当の方も委員として出てきていただいていますけれど、そこだけでどうこうできませんけれども、あらゆる機会に、やはり働く側の環境についてもそういった話題を取り上げてぜひいただきたいと思います。希望なんですけれども、一応ちょっと答弁をお願いできますか。

○こども課長 まず保育士の処遇改善についてでございますけれども、保育士の現場は多忙を極めております。加配が必要なお子さんが非常にふえておりまして、1対1の保育が必要なお子さんという形になりますと当然手が取られてしまいます。それから、共働きが今や主流の社会情勢となつてまいりましたので、子供が生まれたら、本来はどうかとは思いますが、保育所に預けるといってお母さんもふえてまいりました。そういった社会情勢の変化に合わせて、ニーズに合わせた保育所を運営するということが課せられた使命であろうかと思っておりますので、保育士の処遇改善も当然ながら前向きに取り組むをしてまいりたいと考えてございます。それから今後の見通しについてでございますけれども、女性の社会進出、これは他産業におきましても人手不足が続いていることから、避けては通れない課題であろうかと思っております。限られた人口の中で、この日本経済、また社会を支えていかなければならないお母さんたちがおりますので、その一助となりますように、今後も対応してまいりたいと考えてございます。以上です。

○丸山寿子委員 本当に少子化が課題になっている日本であります。子供がいて就業の体系を配慮していただいている国は、女性だけでなく男女ともそういったことで配慮してもらっているということを知っておりますので、男女ともにそういったことがまた実現していくような努力ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。要望です。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 追加資料の中の最後の長時間保育についての件ですけれども、保育園の場合ですけれども現状の保育で、18時半以降の長時間保育というのは具体的にどういふふうになつて運用するようになつていふか、もしわかつたら教えてください。

○こども課長 担当の係長から答弁申し上げます。

○こども応援係長 標準時間11時間保育以降の人数でありますけれども、それ以降30分刻みで長時間保育しておりますが、30分過ぎが17人、1時間過ぎが4人という現状であります。

○柴田博委員 それはどこの園でも可能なことなのですか。

○こども応援係長 閉園時間は園によって若干違ひますが、一応そういう取り扱ひになつております。

○柴田博委員 どこの園に在園していても、18時半以降の長時間を希望すれば保育するということになつていふわけですか。

○こども応援係長 一応、園によってばらつきはありますが、平日ですと19時半ですとか18時半、1

9時といった閉園時間が決まっておりますので、その閉園時間まではオーケーをするという形になります。

○柴田博委員 その閉園時間というのは、園独自に決められる問題なのですか。

○子ども応援係長 そうですね。地域によって、御利用の希望というのがありますので、中心市街地、また片丘や檜川、そういった地域性もありますので、その辺は独自に決めさせていただいております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。それでは質疑を終了します。

これより、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第9号、当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号、当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

○子ども課長 先ほど家庭的保育事業等の条例の中で、御答弁申し上げられなかった部分につきまして回答申し上げます。家庭的保育事業等の運営費の負担割合についてでございますけれども、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担割合となっております。以上でございます。

○委員長 わかりました。

それでは、次に進みます。

議案第10号 令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第10号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。説明を求めます。

○長寿課長 それではお願いします。議案第10号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）ということで、1ページになります。令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、平成31年度予算全体における元号の表示については、「令和」に統一するものとする。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,019万8,000円とする。

それでは、歳出のほうから説明します。資料の9、10ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費1

目一般管理費、説明欄白丸、介護保険事務諸経費になります。黒ボツ、介護保険システム改修委託料、これにつきましては、マイナンバーの情報連携に伴う改修が71万3,000円余、あと介護報酬改定等に伴うシステム改修が126万1,000円余となります。介護報酬改定につきましては、基本報酬と加算の一部を引き上げる改定になります。

次に、歳入のほうをお願いします。資料の7、8ページをお願いします。1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料、説明欄黒ボツ、現年度分保険料になります。保険料の軽減制度に伴い、保険料のほうを減額するもので、1,318万8,000円の減額になります。

それでは、次です。3款国庫支出金2項国庫補助金5目介護保険システム整備費補助金、説明欄黒ボツ、介護保険システム整備費補助金ですが、先ほど歳出でお話ししたシステム改修に対する国の補助金になります。マイナンバー連携の関係が3分の2の補助になります。47万5,000円余。それから介護報酬改定に関するものが2分の1の補助になり、63万円余の補助になります。

それから6款繰入金1項一般会計繰入金4目保険料軽減繰入金ですけれども、先ほど一般会計のほうでも説明しましたが、軽減に伴う国、県、市の負担金を繰り入れるものです。この積算基礎は段階ごとの減額分に人数を掛け合計したのから既に予算で上げてあります第1段階の0.05分を引いたものになります。その内訳は国が2分の1の659万4,000円、県が4分の1の329万7,000円、市が4分の1の329万7,000円になります。

5目その他一般会計繰入金、説明欄、事務費繰入金ですが、マイナンバーや介護保険制度改正等に関するシステム改修の国の補助を引いた市の負担分を繰り入れるものになります。説明は以上になります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○柴田博委員 9、10ページのところの補正額の財源内訳というところで、今説明のあった87万円が特定財源のその他というところを書いてあるのですが、これは一般財源にはならないのですか。

○長寿課長 特別会計のほうの表記の仕方が一般会計と違ってまして、その他というところが一般会計の繰入金の表示になります。一般財源というところは、保険料を書くところになります。ちょっと書き方が一般会計と違います。

○委員長 ほかにありますか。それでは質疑を終了します。

これより、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第10号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願

○委員長 次に、請願第1号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願の審査を行います。事前に文書表

が配付されていますので、朗読は省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは委員より御意見ありますか。

○金子勝寿委員 採択でいいと思います。

○委員長 今、採択という御提案ありましたが、ほかにありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、異議なしということでございます。当委員会の審査結果は採択とすることに決しました。

それでは、意見書の内容について御意見をお伺いしたいと思います。意見書（案）が提出されていますので事務局から配付をしてください。

それでは事務局で朗読をお願いいたします。

○議事総務係長 それでは朗読させていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。

そこで、2020年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。以上です。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの意見書の内容について御意見がありましたらお願いします。よろしいですか。

それではないようでございますので、意見書につきましては正副委員長に一任願いたい、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、意見書の条項、字句、数字、その他整理を要するもの等につきましては、正副委員長にお任せをいただきたいということでよろしく願いいたします。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきましては審査を終了といたします。なお、当委員会の審査結果、報告書及び委員長報告の案文につきましては委員長に御一任願いたい、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

行政側より何かあればお願いいたします。

閉会中の継続審査の申し出

○健康福祉事業部長 継続審査のお願いをいたします。本委員会が所管いたします福祉行政や教育行政などにつきましては、各部課においてそれぞれ重要案件、懸案事項を抱えておりますので、議会閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合がございます。継続して審査くださいますようよろしく願いいたします。以上です。

○委員長 ただいま閉会中の継続審査の申し出がありました。これにつきまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 提案をいたしましたそれぞれの案件につきまして御審査をいただき、全ての案件につきまして御承認をいただきまして、大変ありがとうございました。審査の中でいただきました御意見、御要望につきましては、今後の行政の中にしっかりと生かしてまいりたいというふうに思っております。大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、6月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午前11時20分 閉会

令和元年6月20日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 赤羽 誠治 印